

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.005

処 分 名	市民活動センター使用登録
処 分 の 概 要	市民活動センターの使用許可申請をするためには、あらかじめ「登録」を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市市民活動センター条例施行規則（平成 23 年規則第 55 号）第 3 条第 2 項、第 3 項
審 査 基 準	<p>春日部市民活動センターの登録は、団体・個人の活動が次の（１）から（５）の要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>（１）不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。〔公益性〕</p> <p>（２）自主的に行う活動であること。〔自主性〕</p> <p>（３）営利を目的としない活動であること。〔非営利性〕</p> <p>（４）活動の拠点が春日部市にあること。または、活動の範囲に春日部市が含まれていること。</p> <p>（５）団体の規約、会則、事業計画書など、活動の目的や内容が文書等で確認できること。</p> <p>※ これから活動を始めようとする方が登録を行う場合は、事業計画書など活動の詳細が分かる資料を提出する。</p>
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 23 年 11 月 14 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	「春日部市市民活動センター登録・変更申請書」に団体の規約、会則など活動の目的や内容のわかる書類等を添付して市民活動センター窓口へ提出。
備 考	ホームページのリンク先 http://kasukabe.genki365.net

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市市民活動センター条例施行規則
(使用の許可手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするものは、春日部市市民活動センター使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとするものは、あらかじめ春日部市市民活動センター登録・変更申請書(様式第2号)により市長に申請し、登録を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請の内容について登録を行うとともに、春日部市市民活動センター登録証(様式第3号)を当該申請者に交付するものとする。

4 前項の登録の有効期間は、登録日から3年とする。